

背景（国や県の状況）

- 平成18年（2006年）、「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択されました。わが国ではこの条約の理念を反映させた障害者基本法の改正（平成23年（2011年））により、障害のある人が「等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」こと、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現することが施策の目標として掲げられました。これを受け、障害者虐待防止法（2011年）、障害者総合支援法（2012年）、障害者差別解消法（2013年）など新たな法律が制定されたり、関係法律の改正が行われてきました。
- 県においては、令和元年（2019年）に「変わる滋賀続く幸せ」を基本理念として滋賀県基本構想を改定するとともに、障害者差別解消法を補完し共生社会実現に向けた取組を促進するために「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行しました。
- 障害のある人が望む暮らしを実現できる社会へ向けでは、社会資源の不足や差別事例の発生等、引き続き多くの課題が残されています。また、豪雨などによる自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症等の流行は、障害のある人たちの暮らしに大きな影響を与えるとともに、避難や自粛生活への支援等、平常時から備えておかなければならない様々な課題を浮き彫りにしています。

趣旨（プランを策定する目的）

- 滋賀県障害者プランは（以下「県プラン」とします。）、国の動向、県の基本構想、これまでの取組成果と課題を踏まえ、障害のある人が望む暮らしの実現のため、障害の有無にかかわらず県民がお互いを尊重し、理解し、助け合える、ノーマライゼーションおよびソーシャルインクルージョンの理念が浸透した共生社会の実現に向けた指針および実施計画として策定するものです。

位置づけ（プランの基となる法律等）

- 県プランは、滋賀県基本構想を具体化するための障害福祉に関する施策の指針および実施計画として位置づけられ、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるものです。

滋賀県基本構想（令和元年（2019年）～令和12年（2030年））

滋賀県障害者プラン2021
【改訂版】

（第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画）

【国】

第4次障害者基本計画
第7期障害福祉計画基本指針
第3期障害児福祉計画基本指針

実施期間（プランに沿った取組を進める期間）

- 本プランの計画期間は令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）の6年間とします。
- 一部、重点的取組とするものおよび障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるものについては、令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）の3年間とします。

滋賀県障害者プラン2021	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
全体期間						
重点的取組・障害福祉計画等						

滋賀県が目指す共生社会

基本理念（施策に取り組む基本的な姿勢）

「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～
「人」と「まち」を起点に考える

基本目標（プラン全体が目指す目標）

「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、
ともに働き、ともに活動する」

「その人らしく」

「いつでも」

「誰でも」

「どこでも」

「みんなで取り組む」

の5つの視点から施策を進める

※「いつでも」には災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時を含む



施策の領域とあるべき姿（各取組を位置付ける枠組み）

- 基本目標の実現に向け、基本的な施策の方向性を示すために、「①共生社会づくり」、「②ともに暮らす」、「③ともに育ち・学ぶ」、「④ともに働く」、「⑤ともに活動する」の5つの施策領域を設定し、施策領域ごとに障害のある人の生活や支援のあるべき姿を描きます。

【各領域の関係性とあるべき姿】

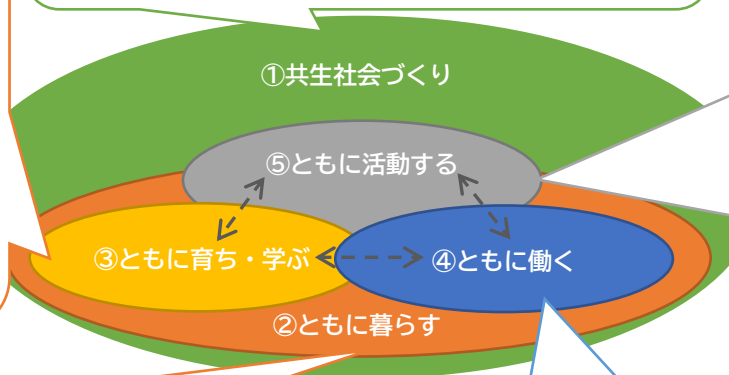
- どのような社会環境(新型コロナウイルス等感染症流行時も含む)においても早期に障害等の状況が確認され、ライフステージに応じた発達支援が受けられる
- 障害のある子を持つ親が安心して子育てをできる
- どのような社会環境においても障害の有無にかかわらず「インクルーシブ教育」が実現されている

- 不当な差別的取扱いをされることなく、合理的配慮が受けられる
- 必要な支援を受けながら日常生活等で意思決定することができる
- 必要な情報を受け取り発信することができる
- 物理的・社会的な障壁が解消され移動等の制限を受けない

- 気軽にスポーツを体験したり継続したり競技力を高められる
- 文化芸術を楽しむための配慮がされている
- 造形活動や表現活動を体験したり継続したり発表の機会がある
- 余暇を楽しんだり、本人活動の機会が確保されている

- 生活の場の選択の機会が確保されている
- いずれの生活場面(新型コロナウイルス等感染症流行時も含む)においても適切な支援を受けられる
- 身近な地域で相談でき伴走的な相談支援を受けられる
- 障害の状況や特性に応じた医療が受けられる
- 災害時に避難や避難所において必要な支援が受けられる

- 働きを通じて、地域生活の経済的基盤が得られている
- 働くことが生きがいとなり、豊かな社会生活を営める
- 「働きたい」というニーズに応える支援が充実している



- 施策領域ごとに障害のある人の生活に関わる現状を確認し、生活や支援のあるべき姿との間に存在するギャップから課題を見出し整理したものが下記の表のとおりとなります。

現状と課題	
共生社会 づくり	□ 障害のある人が権利の主体であることの認識や障害の社会モデルなどの考え方の周知が十分ではない。 □ 意思決定支援を適切に行うための意義や方法等が支援者に十分理解されてない状況がある。 □ 街における移動や施設利用、行政情報などの情報取得がしにくい場合がある。
ともに 暮らす	□ 障害の特性に応じた住まいの場の確保や生活にかかわる支援の質の向上や人材の確保・養成が十分ではない状況がある。 □ 身近で気軽に相談できる体制や福祉圏域での専門的な相談体制のさらなる充実が必要。 □ 障害の状況に応じたり、特性に配慮した診療体制のさらなる充実が必要。 □ 災害時に適切に避難できたり、避難所で必要な支援を受けられるための備えが十分ではない状況がある。
ともに 育ち・学ぶ	□ 発達支援のための早期発見・早期対応の取組や障害のある子どもを持つ親への子育て支援の充実が必要。 □ 重症心身障害や医療的ケアのある児童に対応できる児童発達支援サービスが不足している状況がある。 □ 就学前の就学に向けた引き継ぎや、就学後の学校と地域における支援事業者との更なる連携促進が必要。 □ 障害のある子どもとない子どもがともに過ごせる環境の充実が必要。
ともに働く	□ 障害のある人の一般就労についての理解について法定雇用率を達成していない企業を中心に理解を進める必要がある。 □ 更なる一般就労の促進と中小企業での就労状況の把握が必要。 □ 法定雇用率の改定に対応した就業支援の充実、実習を受け入れてくれる企業の確保が必要。 □ 福祉・教育・就労の各機関の役割分担の明確化と連携を高める必要がある。
ともに 活動する	□ 気軽にスポーツや造形活動・表現活動を体験できる機会をさらに充足させる必要がある。 □ 読書や美術鑑賞を気軽にできるように図書館や美術館の利用しやすさを高める必要がある。 □ 本人活動を支えるとともにピアサポーターの養成と活用による支援における当事者性を高める必要がある。

課題を解決しあるべき姿を実現するために

- 各課題を解決し、あるべき姿に向かっていくための施策の基本的な方向性は下記の表のとおりとなります。

基本的な施策の方向性	
共生社会 づくり	■ 差別解消・虐待防止、心のバリアフリーの取組を推進、強化します。 ■ 意思決定支援のための支援者の人材育成等の取組を強化します。 ■ 意思疎通支援の充実やICTの活用による情報アクセシビリティを高めます。 ■ 公共の交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。
ともに 暮らす	■ 住まいの場の確保や生活支援サービスの充実（体制整備、人材育成・確保）に努めます。 ■ 包括的・専門的な相談支援体制整備の推進およびケアマネジメント体制の充実を図ります。 ■ 福祉圏域での障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。 ■ 障害の状況に応じた専門的な医療の提供や障害の特性に配慮された受診体制の整備を図ります。 ■ 市町による災害時避難行動要支援者の把握と避難時の個別計画作成等の取組を促進します。
ともに 育ち・学ぶ	■ ライフステージに応じた適切な支援が切れ目なく提供される体制の充実を促進します。 ■ 障害の特性に応じた教育を受けられるよう教育環境や相談体制の充実に努めます。 ■ 障害特性と教育的ニーズを把握して適切な指導と必要な支援を行い、インクルーシブ教育を推進します。 ■ 発達障害や重症心身障害のある児童等への支援体制整備と専門的な支援人材の養成を図ります。
ともに働く	■ 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。 ■ 中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援や福祉的就労の場の確保を図ります。 ■ 教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。 ■ 就労に向けた・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。
ともに 活動する	■ スポーツを気軽に体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境整備等を図ります。 ■ 文化芸術施設や図書館等のバリアフリー化、演劇鑑賞や読書等のアクセシビリティの向上を図ります。 ■ 余暇活動の機会、造形活動や表現活動を体験・継続できる環境確保と作品発表の機会の充実を図ります。 ■ 本人活動・交流活動の支援を図るとともに、支援の当事者性を高めるピアサポート等の活発化を図ります。

具体的な施策～主な重点的取組～

■ 具体的な施策260項目（再掲を含む）の内、各施策領域の主な重点的取組を紹介します。

共生社会づくり

施策項目

- (1) 差別をなくし権利が護られるために
- (2) 自ら選び自分らしく暮らしていくために
- (3) 情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために
- (4) 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために

主な目標・指標

- (a)差別解消に関する講座の実施回数：50回／年
- (c)意思決定支援に関する研修の修了者数：150人（R6～R8年度累計）
- (e)駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）：100%

//////////主な重点的取組//////////

- (a) 障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発
- (b) 成年後見制度の利用促進
- (c) 障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成
- (d) 滋賀県手話言語条例の周知等について
- (e) 交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進

各取組の内容

(a) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施 本編25ページ

- ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という障害者差別解消法の理念・目的や、「障害の社会モデル」の考え方等について県民の理解を深めるため、周知・啓発等を行います。

(b) 成年後見制度の利用促進 本編28ページ

- ・ 障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、地域の権利擁護支援体制のネットワーク構築を推進し、意思決定支援や成年後見制度の利用促進を進めます。
- ・ 成年後見制度や意思決定支援等に関する市町等からの専門相談に応じるとともに、権利擁護や成年後見制度等の研修会の実施などを通じて、市町の取組を支援します。

(c) 障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成 本編29ページ

- ・ 適切な情報提供や説明により障害当事者が自ら意思決定できるように、ケアマネジメントを担当する相談支援専門員が意思決定のための支援に必要な姿勢および知識、技術を獲得するための研修等を実施します。
- ・ 障害福祉サービス事業所等において支援の提供を管理するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等が意思決定のために必要な姿勢および知識、技術を獲得するための研修等を実施します。



(d) 「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の周知等について 本編30ページ

- ・ 令和5年度に制定された同条例の理念や内容について県民等に周知するとともに、障害の特性に応じた意思疎通等について県民等が学び、理解する機会の提供に努めます。

(e)交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進 本編34ページ

- ・ バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の生活関連経路に対して、自治体等のユニバーサルデザイン化事業と連携しつつ、視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等交通バリアフリー対応型信号機への改良、規制標識の高輝度化等の整備を図ります。また、その他の地域に対しても、社会資本整備重点計画に基づき交通バリアフリー対応型信号機の整備等を推進します。
- ・ 鉄道駅のバリアフリー化（エレベーター等の設置）、文字や音声によるわかりやすい情報提供など、ユニバーサルデザイン化を促進し、移動の利便性・安全性の向上を図ります。

ともに暮らす

施策項目

- (1) 地域での安心できる暮らしのために
- (2) 障害特性等に応じた支援の充実のために
- (3) 保健・医療の推進のために
- (4) 防災と防犯の推進のために
- (5) 障害福祉を支える人材の育成・確保のために

//////////主な重点的取組//////////

- (a) 住まいの場の確保のためのグループホームの整備促進
- (b) 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行への促進
- (c) 地域生活を支える相談支援体制充実に向けた相談支援専門員の養成および育成
- (d) 障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援
- (e) 感染管理にかかるリーダー養成
- (f) 新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対する心のケア
- (g) 医療的ケア児者、行動障害者、高次脳機能障害者、高齢障害者等障害特性に応じた地域支援基盤および相談支援体制等の充実
- (h) 発達障害のある人への支援の拡充 ・ 家族への支援の充実
- (i) 高齢障害者への支援の充実 ・ 共生型サービスの普及
- (j) ひきこもり状態にある人への支援の充実
 - ・ ひきこもり支援センターの強化
 - ・ 教育との連携強化
- (k) 精神障害がある人に関する保健・医療サービスの充実
 - ・ アルコール・薬物・ギャンブル・ネット依存症等への対策の充実
- (l) 災害時要配慮者の避難支援
- (m) 障害福祉分野への多様な人材の参入促進

主な目標・指標

(a)グループホームの利用見込数: 2,173人分
(市町利用見込合計値)

(b)入所施設からの地域移行者数: 60人
(R6年度～R8年度累積・市町目標合計値)

(c)計画相談支援等に従事する相談支援専門員数:
339人
(市町必要数見込合計値)

(g)強度行動障害支援者養成研修
基礎研修修了者数:
180人／年
実践研修修了者数:
120人／年

(h)ペアレントメンター
の確保人数: 45名



各取組の内容

(a) 住まいの場の確保のためのグループホームの整備促進 本編36ページ

- ・ 障害のある人が障害の程度に関わりなく身近な地域で自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームの整備に当たっての課題や実態を把握するとともに、その整備や運営に対して支援を行います。
- ・ 障害のある人の重度化、高齢化に対応できるグループホームの拡充に向けて、日中サービス支援型共同生活援助の制度周知、施設整備の取組の促進を図ります。

(b) 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行への促進 本編37ページ

- ・ 地域における障害者支援施設（入所施設）の役割や、入所者等の地域生活への移行促進のための具体的方策等について市町や関係機関とともに継続的に検討し、その結果に基づき特定の地域におけるモデル的な取組を通じて、全県的な取組につなげます。
- ・ 現在の障害者支援施設（入所施設）の定員枠や新たに整備するグループホームなどの地域の支援を活用し、県外施設入所者の県内移行への促進等に努めます。

各取組の内容

(c) 地域生活を支える相談支援体制充実にに向けた相談支援専門員の養成および育成 本編41ページ

- ・各地域において相談支援事業に従事する相談支援専門員の必要数を把握し、充足させるための養成研修（相談支援従事者初任者研修）の機会を確保します。
- ・相談支援専門員のスキルを維持・向上させるための育成研修（相談支援従事者現任研修、相談支援従事者専門コース別研修）を実施します。
- ・基幹相談支援センター等の機能を充実させるため、主任相談支援専門員を養成し、配置を促進します。



(d) 障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援 本編42ページ

- ・障害福祉サービス事業者等において、引き続き、新型コロナウイルスを含む感染症に適切に対応できるようクラスター発生時の感染拡大防止の取組への支援や情報の提供を行います。



(e) 感染管理にかかるリーダー養成 本編42ページ

- ・障害者施設における感染管理リーダーといった人材育成や相談ネットワークの構築など、施設内の感染対策を支援および推進していくためのプラットフォームを設置します。

(f) 新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対するこころのケア 本編42ページ

- ・新型コロナウイルス感染症により、こころに不安をかかえた感染者とその家族、医療従事者等に対して、電話や面接、訪問等を行い、専門職によるこころのケアを実施します。

(g) 医療的ケア児者、行動障害者、高次脳機能障害者、高齢障害者等障害特性に応じた地域支援基盤および相談支援体制等の充実 本編44、45、50ページ

- ・重症心身障害者を受入れる入所施設、通所事業所およびグループホームに対し、市町と共同して支援を実施することにより、重症心身障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実に図ります。
- ・強度行動障害者を受入れる通所事業所およびグループホームに対し、市町と共同して行動障害の要因となる障害特性に応じた支援を実施するための人材配置、環境整備のための支援を実施することにより、強度行動障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実に図ります。
- ・高次脳機能障害に関する各福祉圏域における支援のためのネットワークづくりを進めることにより、身近な地域での相談支援や日中活動の場の充実に図ります。

(h) 発達障害のある人への支援の拡充 ・家族への支援の充実 本編46ページ

- ・乳幼児期の早期発見・早期支援のためのアセスメントツールの活用支援や環境整備など、市町における取組を支援します。
- ・家族支援を通じた家庭における支援力の向上および孤立防止のため、市町における家族支援事業の推進を図るとともに、県によるペアレントメンターの活動支援等の充実に図ります。

(i) 高齢障害者支援への支援の充実 ・共生型サービスの普及 本編51、52ページ

- ・障害のある人が高齢になっても通いながれた事業所を利用できる、また子どもや高齢者、障害者の属性にかかわらず支援を提供できる共生型サービスについて、制度の普及を進め、必要に応じた整備を促進します。



各取組の内容

(j) ひきこもり状態にある人への支援の充実 ・ひきこもり支援センターの強化 本編53ページ

- ・ひきこもり支援における課題整理や解決に向けた方策の検討等、多角的に協議できる場づくりに取り組みます。
- ・市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知を図るとともに、医療・法律・福祉・教育・就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、市町等に対する専門的助言等を行う機能の強化を図ります。

・教育との連携強化 本編53ページ

- ・不登校の児童生徒がひきこもりとなるケースがあることから、ひきこもりの防止策として、学校と地域支援機関の連携のもと、県と市町、福祉と教育の情報共有の仕組みを活かした切れ目ない取組を更に進めます。

(k) 精神障害がある人に関する保健・医療サービスの充実・アルコール・薬物・ギャンブル・ネット依存症等への対策の充実 本編55ページ

滋賀県依存症総合対策計画の内容を踏まえて以下の取組を進めます。

- ・精神保健福祉センターや保健所等で相談対応や本人・家族支援を行うとともに、相談・支援に従事する人材の育成や県民への普及啓発に努めます。
- ・県立精神医療センターが依存症の専門医療機関・依存症治療拠点機関として核となり、地域の医療機関における診療技術の向上や連携体制の構築に取り組みます。
- ・滋賀県依存症関係機関連絡協議会の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら、分野横断による包括的推進体制の確保をととして、依存症対策の推進に取り組みます。
- ・民間の自助グループや回復施設、関係機関との連携を通して、団体活動の後方支援や活動場所の確保に向けた協力等、必要な支援を実施します。

(l) 災害時要配慮者の避難支援 本編61ページ

- ・避難行動要支援者となる障害のある人に、災害時の避難行動について実効性のある個別計画が策定されるよう市町の取組を支援します。
- ・高齢者や障害のある人等の要配慮者に対し、災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めます。
- ・どこの地域にどのような医療的ケア児がおられるか把握し円滑かつ確実に支援できる体制の構築を図ります。

(m) 障害福祉分野への多様な人材の参入促進 本編64ページ

- ・広く県民に対して福祉職場への就労を促進するための広報・啓発や職場体験等の機会の提供を行うとともに、潜在有資格者の職場復帰を支援することにより、多様な人材の参入を促進します。
- ・障害福祉分野における外国人材の活用について、高齢福祉分野における先行事例等を検証し、導入の必要性や可能性について検討を行います。
- ・障害福祉分野の仕事内容や魅力の情報発信等により、幅広い年齢層に対して障害福祉分野への関心を高めることで、支援人材の確保につなげます。



施策項目

- (1) 健やかな育ちのために
- (2) 豊かな学びのために～インクルーシブ教育の推進～
- (3) 教育と福祉の一層の連携等の推進のために

主な目標・指標

- (a)市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネーター機能の確保:医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置
- (c)小・中・高における個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率: 活用率の向上

//////////主な重点的取組//////////

- (a) 市町等における(医療的ケア児等支援のための)関係機関の協議の場の設置およびコーディネーター機能の確保
- (b) 小・中・高等学校における個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用
- (c) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置

各取組の内容

(a) 市町等における医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーター機能の確保 本編69ページ

- 重症心身障害児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各市町または各福祉圏域に協議の場の設置を促進します。
- 医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制を整備するために必要な人材を養成するための研修(医療的ケア児等コーディネーター養成研修)を実施します。
- 各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター養成研修を修了した者を中心とした、医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制の整備を図ります。



(b) 小・中・高等学校における個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用 本編71ページ

- 障害のある子どもの教育的ニーズに応じて、就学前から高等学校段階まで切れ目のない指導・支援を行うため、学校園間の円滑な引継ぎを進めます。
- 小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成と利活用を一層進めます。
- ライフステージを移行する際の支援情報の円滑な引き継ぎを行うため、個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備に取り組むとともに、関係機関との情報交換を行うことで、教育と関係機関がライフステージを見通した支援の連携を図ります。

(c) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置 本編78ページ

- 地域における障害のある子どもの支援を充実するために、滋賀県障害者自立支援協議会等の機能を活用し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための機会の促進を図ります。



施策項目

- (1) 企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために
- (2) 福祉的就労の場での支援の充実のために
- (3) 障害特性に応じた就労支援のために
- (4) 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実

主な目標・指標

(b)福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：70%

(c)平均工賃月額3万円以上の就労継続支援B型事業所の割合：30%

//////////主な重点的取組//////////

- (a) 雇用の場の確保
- (b) 就労が定着するための支援
- (c) 就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得等の支援
- (d) 地域における就労支援システムの充実

各取組の内容

(a) 雇用の場の確保

本編81ページ

- ・働き・暮らし応援センターを中心とした一般企業における職場開拓を継続して実施します。
- ・また、社会就労事業振興センター等により就労継続支援事業者等による職場開拓を支援します。
- ・県においては、身体障害、知的障害または精神障害のある人を対象とした県職員採用試験等を実施しており、今後も公的機関としての責務から、障害のある人の雇用に努めます。

(b) 就労が定着するための支援

本編82ページ

- ・福祉施設等からの就労移行後の就業が継続するよう、生活面の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努めます。
- ・障害のある人が働き続けられるよう、ジョブコーチやリワーク支援、就業する際などに利用できる各種助成金制度等について、積極的な周知に努めます。
- ・職場への定着状況等に関する調査を実施するとともに、関係機関において効果的な定着支援の実施に関する検討を行います。

(c) 就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得等の支援

本編84ページ

- ・就労支援事業所や地域活動支援センターで働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキルの向上を図ります。
- ・農作業に取り組む就労支援事業所に、技術的な助言を行うアドバイザーを派遣し、就労収入の向上を図ります。
- ・事業所製品等の販路および職域の拡大、業務の受注能力の向上、テレワーク等のICTの活用による在宅就労への支援等、「仕事おこし」の取組を支援します。

(d) 地域における就労支援システムの充実

本編86ページ

- ・福祉圏域における働き・暮らし応援センターが、地域の障害者雇用・就労支援の拠点として、相談や支援、雇用・就労の開拓に係る業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業や就労支援機関等との連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図ります。



施策項目

- (1) 文化芸術やスポーツ活動を豊かにするため
- (2) 余暇活動や社会参加を豊かにするため
- (3) 本人活動や地域における交流活動を豊かにするため

主な目標・指標

(a) 県障害者スポーツ大会
1,600人以上／年
(R9年度目標)

//////////主な重点的取組//////////

- (a) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催へむけた環境整備等
- (b) 造形活動への参加促進と発表機会の拡充
- (c) 読書におけるバリアフリーの推進
- (d) 障害当事者による本人活動の支援

(b) 障害者アート公募展の
応募者数:300人/年

各取組の内容

(a) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催へむけた環境整備等
本編88ページ

- 令和7年に本県において開催する第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を契機として、障害のある人が主体的に大会に参加することや、障害の程度に関わらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。



(c) 読書におけるバリアフリーの推進
本編91ページ

- 「滋賀県読書バリアフリー計画」に基づき、視覚障害、盲ろう、発達障害、肢体不自由、知的障害その他の障害により、活字によって表現された書籍を読むことが難しい人や、書籍を持ったりページをめくったりすることが難しい人の読書環境を整備するとともに、読書バリアフリーの周知・啓発に取り組みます。

(b) 造形活動への参加促進と発表機会の拡充
本編90ページ

- 障害のある人による造形活動のすそ野を広げるため、県内の障害のある人の造形作品を公募し、展示する「ぴかっtoアート展」について、より多くの障害のある人が応募できるように広報の充実を図り、作品発表の機会を提供します。また、障害のある人が作品公募展等へ容易に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作成するなどの合理的配慮を促進します。
- 障害のある人と一般のアーティストの作品の並列展示など、障害のある人の可能性や魅力を伝える取組や県内障害福祉サービス事業所等における造形活動に対する支援を促進します。



(d) 障害当事者による本人活動の支援
本編93ページ

- 障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をすることによる自己実現や、社会への参画をさらに促進します。
- 同じ障害のある人による支援活動（ピアサポート）を促進します。

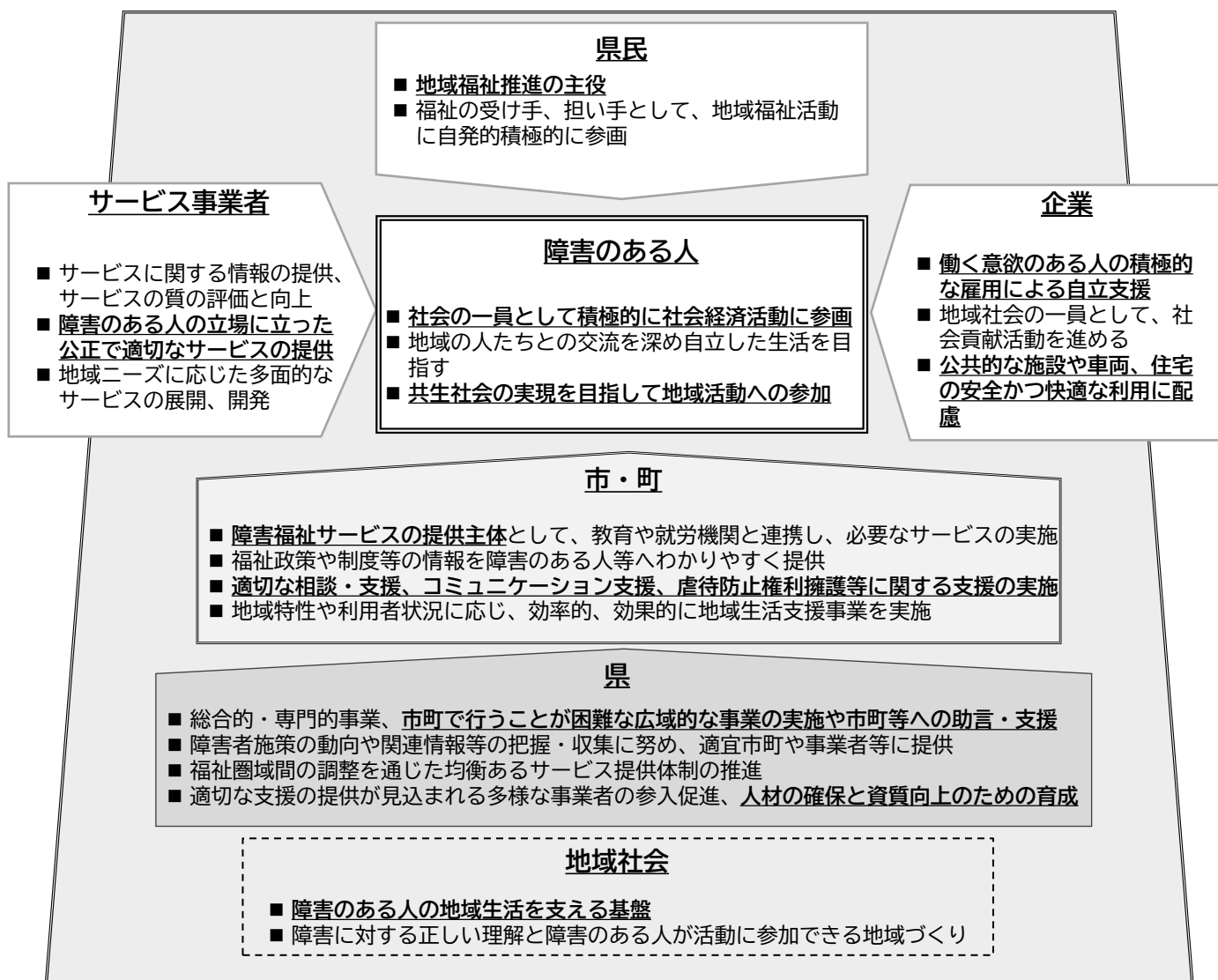
具体的な施策（全体像）

■ 具体的な施策の全体の構成は以下の表のとおりとなります。

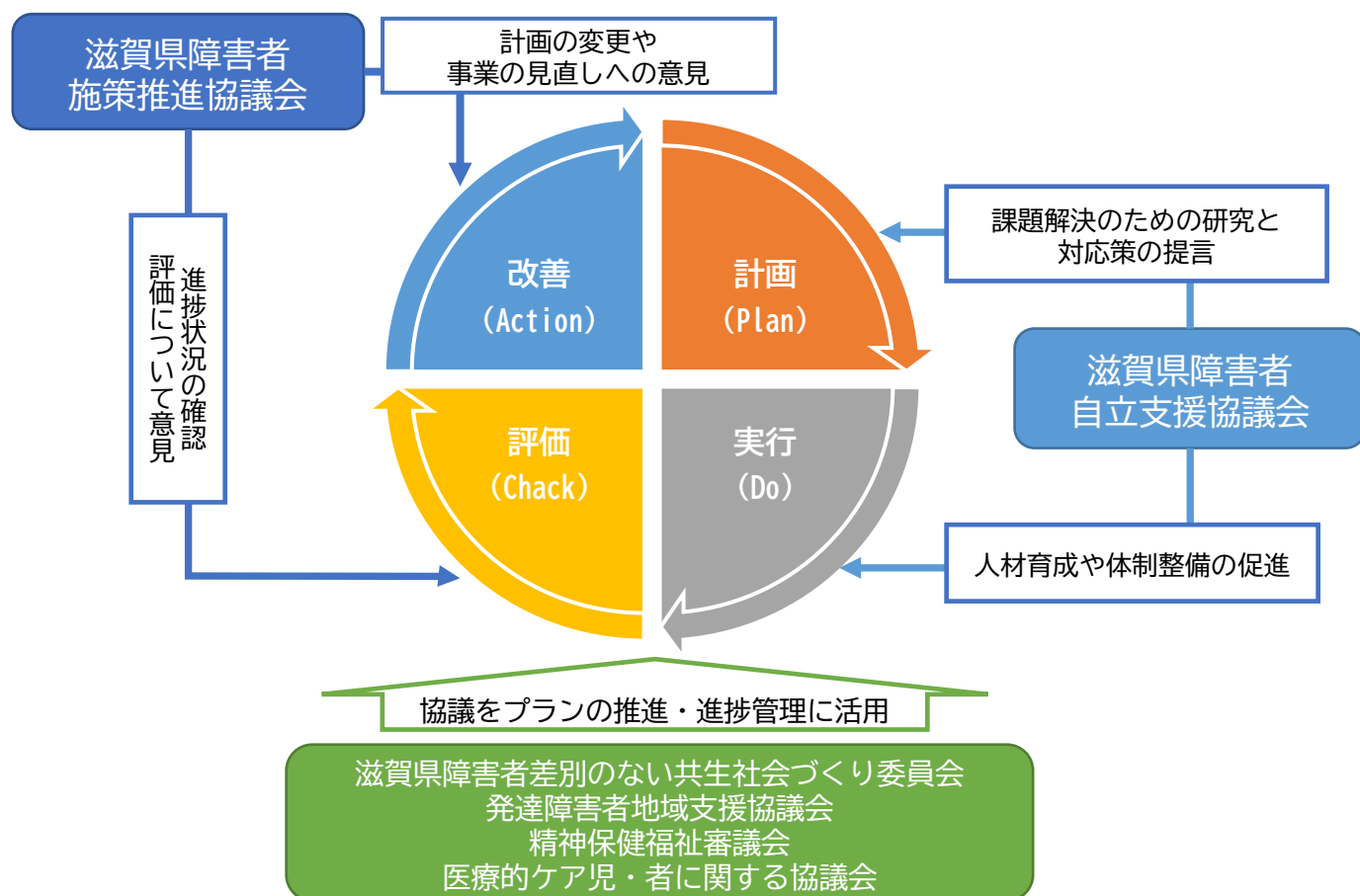
1. 共生のまちづくり	3. ともに育ち・学ぶ
(1)差別をなくし権利が護られるために ① 障害者差別の解消と障害者理解の促進 ② 権利擁護の推進 ③ 障害者虐待防止の取組強化 (2)自ら選び自分らしく暮らしていくために ① 意思決定支援の推進 ② 県の政策決定過程における障害当事者の参画 (3)情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために ① 県と市町の連携による意思疎通支援の充実 ② 障害のある人に配慮した行政情報の提供 ③ 選挙等における情報保障への配慮等 ④ ICT利用の推進とICTを活用した生活・就労の促進 ⑤ 災害時における意思疎通支援等の充実 ⑥ スポーツイベント等における意思疎通支援の充実 ⑦ 芸術鑑賞等におけるアクセシビリティの充実 (4)誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために ① 公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 ② 交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 ③ 住宅のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 ④ 障害のある人に配慮した製品の開発促進	(1)健やかな育ちのために ① 地域における発達支援体制の強化 ② 重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化 ③ ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化 ④ 障害児入所施設における家庭に近い暮らしと地域生活への移行支援の提供 (2)豊かな学びのために～インクルーシブ教育の推進～ ① 切れ目のない指導・支援 ② 社会的・職業的自立の実現 ③ 障害のある子どもの学びの場における指導の充実 ④ 教員の指導力や専門性の向上 ⑤ 教育環境の充実 ⑥ 教育における連携（役割分担）の推進 ⑦ 適切な就学相談の推進 ⑧ 学校や地域における交流や学習の推進 (3)教育と福祉の一層の推進のために ① 教育と福祉の連携推進 ② 保護者支援の推進
2. ともに暮らす	4. ともに働く
(1)地域での安心できる暮らしのために ① 地域における住まいの場の確保 ② 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実 ③ 地域生活を支える相談支援体制の充実 ④ 新型コロナウイルス等感染症への対策について ⑤ サービスの質の確保と向上に向けた取組 (2)障害特性等に応じた支援の充実のために ① 重度心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実 ② 行動障害のある人への支援の充実 ③ 発達障害のある人への支援の充実 ④ 精神障害のある人への支援の充実 （精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築） ⑤ 高次脳機能障害のある人への支援の充実 ⑥ 盲ろう者への支援の充実 ⑦ 高齢障害者への支援の充実 ⑧ 難病患者への支援の充実 ⑨ ひきこもり状態にある人への支援の充実 ⑩ 矯正施設等を退所する人への支援の充実 (3)保健・医療の推進のために ① 障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実 ② 医療費負担の軽減等 ③ 地域リハビリテーション体制の充実 (4)防災と防犯の推進のために ① 防災体制の充実 ② 防犯体制の充実 (5)障害福祉を支える人材の育成・確保のために ① サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成 ② 滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進 ③ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成	(1)企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために ① 障害理解の促進と差別の解消 ② 雇用の場の確保および拡大 ③ 就労移行支援と職場定着支援の充実 (2)福祉的就労の場における支援の充実のために ① 就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進 ② 就労収入の向上 ③ 多様な働き場の確保 (3)障害特性に応じた就労支援のために ① 知的障害のある人への就労支援 ② 発達障害のある人への就労支援 ③ 精神障害のある人への就労支援 ④ 高次脳機能障害のある人への就労支援 ⑤ 難病患者への就労支援 (4)教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実のために ① 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実 ② 部局や分野を超えた連携の推進 ③ 働く障害者の健康管理
5. ともに活動する	
(1)文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために ① 障害のある人のスポーツの推進 ② 障害のある人の文化芸術活動の推進 ③ 障害のある人の読書活動の推進 (2)余暇活動や社会参加を豊かにするために ① 地域における余暇活動の機会の充実 ② 社会参加の促進 (3)本人活動や地域における交流活動を豊かにするために ① 障害のある人の本人活動や交流への支援	

それぞれに求められる役割

- 県プランに示している各施策や取組は県のみで進めていくことはできません。基本目標の5つの視点でも「みんなで取り組む」を掲げているとおり、市や町、障害のある当事者の皆さんを含む県民の皆さん、障害福祉サービス等を提供する事業者・企業の皆さんのご協力が不可欠です。県を含め、それぞれの皆さんに求められる役割については以下の図のとおりです。



- 計画期間における成果目標や事業量見込み等の活動指標を定め、計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)というマネジメントサイクルに基づき、年度ごとに計画の進捗状況や施策の実施状況を進行管理します。
- 評価や計画の見直し、次年度の取組については、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴きます。評価結果については公表します。
- 評価結果を踏まえて、次年度以降のさらなる計画の推進を図ります。
- 制度改正や新たな課題への対応等、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しを行います。
- 滋賀県障害者自立支援協議会の各部会機能を活用し、プランの実効性を高めます。
- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会や発達障害者地域支援協議会等における協議についてもプランの推進および進捗管理に活用します。



滋賀県障害者プラン2021をはじめ 滋賀の障害福祉に関する情報は、滋賀県ホームページで
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai-fukushi/>